

令和 3 年 9 月 10 日 開会

令和 3 年 9 月徳島県議会定例会議案

目 次

第	1	号	令和3年度徳島県一般会計補正予算（第7号）……………	1頁
第	2	号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について……………	13
第	3	号	徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について……………	15
第	4	号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について……………	17
第	5	号	徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部改正について……………	19
第	6	号	徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について……………	21
第	7	号	徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	23
第	8	号	徳島県個人情報保護条例の一部改正について……………	25
第	9	号	令和3年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について……………	27
第	10	号	令和3年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について……………	31
第	11	号	令和3年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について……………	33
第	12	号	令和3年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について……………	35
第	13	号	令和3年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について……………	39
第	14	号	令和3年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について……………	41
第	15	号	令和3年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について……………	45
第	16	号	令和3年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について……………	47
第	17	号	山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約の変更請負契約について……………	49
第	18	号	徳島県蔵本公園プールスタンド改築工事のうち建築工事の請負契約について……………	51
第	19	号	陸上競技備品の購入契約について……………	53
第	20	号	令和2年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について……………	55
第	21	号	令和2年度徳島県病院事業会計決算の認定について……………	57

第 22 号	令和 2 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	59頁
第 23 号	令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	61
第 24 号	令和 2 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	63
第 25 号	令和 2 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	65
第 26 号	令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について	67
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について	69
報告第 2 号	令和 2 年度決算に係る健全化判断比率の報告について	71
報告第 3 号	令和 2 年度決算に係る資金不足比率の報告について	73
報告第 4 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	75
報告第 5 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	77
報告第 6 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和 2 年度に係る業務の実績に関する評価結果について	79
報告第 7 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 2 期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について	81

第 1 号

令和3年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

令和3年度徳島県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,088,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ546,127,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年9月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 908,382	千円 98,847	千円 1,007,229
	1 分担金	251,230	21,950	273,180
	2 負担金	657,152	76,897	734,049
9 国庫支出金		92,296,684	5,974,901	98,271,585
	1 国庫負担金	31,002,492	213,760	31,216,252
	2 国庫補助金	59,908,103	5,760,391	65,668,494
	3 委託金	1,386,089	750	1,386,839
12 繰入金		86,031,719	211,151	86,242,870
	2 基金繰入金	21,258,265	211,151	21,469,416
13 繰越金		3,765,803	7,121,814	10,887,617
	1 繰越金	3,765,803	7,121,814	10,887,617
14 諸収入		17,979,784	40,359	18,020,143
	7 雑入	5,506,592	40,359	5,546,951
15 県債		55,912,000	2,641,000	58,553,000

		1 県 債	55,912,000	2,641,000	58,553,000	
	歳 入	合 計	530,039,605	16,088,072	546,127,677	
歳 出						
	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
	2 総 務 費		千円 36,632,383	千円 7,320,400	千円 43,952,783	
		1 総 務 管 理 費	13,393,522	6,705,000	20,098,522	
		2 企 画 費	7,607,074	609,000	8,216,074	
		6 防 災 費	9,697,398	6,400	9,703,798	
	3 民 生 費		66,616,881	452,976	67,069,857	
		1 社 会 福 祉 費	48,662,096	451,976	49,114,072	
		2 児 童 福 祉 費	13,232,710	1,000	13,233,710	
	4 衛 生 費		49,680,368	1,264,100	50,944,468	
		1 公 衆 衛 生 費	11,629,095	1,200,000	12,829,095	
		2 環 境 衛 生 費	3,569,192	60,000	3,629,192	
		3 保 健 所 費	1,390,750	4,100	1,394,850	
	5 労 働 費		5,086,081	48,493	5,134,574	

		1 労 政 費	3,966,529	48,493	4,015,022	
	6 農 林 水 産 業 費		30,233,146	1,266,608	31,499,754	
		1 農 業 費	4,559,312	11,000	4,570,312	
		2 園 芸 費	786,999	115,800	902,799	
		3 畜 産 業 費	910,826	26,400	937,226	
		4 農 地 費	10,549,339	465,137	11,014,476	
		5 林 業 費	11,243,362	594,271	11,837,633	
		6 水 産 業 費	2,183,308	54,000	2,237,308	
	7 商 工 費		71,410,444	653,000	72,063,444	
		1 商 業 費	63,167,331	443,000	63,610,331	
		3 観 光 費	4,305,756	210,000	4,515,756	
	8 土 木 費		50,025,515	4,932,985	54,958,500	
		2 道 路 橋 り よ う 費	22,589,651	2,869,997	25,459,648	
		3 河 川 海 岸 費	14,561,929	481,738	15,043,667	
		4 港 湾 費	3,455,735	993,950	4,449,685	
		5 都 市 計 画 費	4,099,397	587,300	4,686,697	
	10 教 育 費		83,905,862	149,510	84,055,372	

		1 教 育 総 務 費	13, 945, 470	750	13, 946, 220	
		5 特 別 支 援 学 校 費	7, 501, 154	133, 760	7, 634, 914	
		6 社 会 教 育 費	3, 330, 206	15, 000	3, 345, 206	
	歳 出	合 計	530, 039, 605	16, 088, 072	546, 127, 677	

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	自然公園等維持費	千円 60, 000
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	15, 000
		団体営土地改良事業費	30, 000
		県単独土地改良事業費	41, 000
		基幹農道整備事業費	76, 000
		広域営農団地農道整備事業費	268, 000
		県営農道整備事業費	22, 000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	162, 000
		農業集落排水整備事業費	42, 000
		経営体育成基盤整備事業費	97, 000

			農業水利施設保全対策事業費	629,000	
			農業水利施設保全合理化事業費	52,000	
			耕地地すべり防止事業費	57,000	
			老朽ため池等整備事業費	167,000	
			地盤沈下対策事業費	150,000	
			国営付帯県営農地防災事業費	187,000	
			震災対策農業水利施設整備事業費	24,000	
			農地海岸保全施設整備事業費	21,000	
		5 林 業 費	森林環境保全整備事業費	78,000	
			森林基盤整備事業費	1,139,000	
			県単独林道事業費	15,000	
			治山事業費	888,000	
			林野地すべり防止事業費	53,000	
			災害関連緊急治山事業費	80,000	
			県単独治山事業費	10,000	
			治山維持補修費	10,000	
		6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	49,000	

			広域漁港整備事業費	160,000	
			水産物供給基盤機能保全事業費	326,160	
			水域環境保全創造事業費	36,000	
			漁港環境整備事業費	3,240	
			漁港海岸保全施設整備事業費	66,600	
			県単独漁港漁場整備事業費	13,000	
	7 商 工 費	3 観 光 費	観光施設管理運営費	133,108	
	8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	高速自動車道対策事業費	24,000	
			道路維持修繕費	477,000	
			道路局部改良事業費	225,000	
			路側整備事業費	156,000	
			道路改築事業費	410,000	
			緊急地方道路整備事業費	5,712,000	
			交通安全対策事業費	137,000	
			橋りょう修繕費	60,000	
		3 河 川 海 岸 費	河川海岸維持修繕費	163,000	
			河川特殊改良事業費	50,000	

			広域河川改修事業費	615,000	
			総合流域防災事業費	1,249,000	
			地震・高潮対策河川事業費	284,000	
			堰堤改良事業費	52,000	
			河川管理施設長寿命化事業費	271,000	
			通常砂防事業費	331,000	
			地すべり対策事業費	541,000	
			急傾斜地崩壊対策事業費	77,000	
			県単独砂防事業費	29,000	
			砂防維持修繕費	75,000	
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	20,000	
			災害防止対策緊急事業費	30,000	
			海岸侵食対策事業費	137,000	
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	42,000	
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	142,000	
		4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	87,000	
			県単独港湾整備事業費	159,000	

			港湾改修事業費	305,000	
			港湾海岸保全施設整備事業費	361,000	
			港湾補修事業費	157,000	
		5 都 市 計 画 費	街路事業費	676,000	
			緊急地方道路整備事業費	278,000	
			公園整備事業費	888,000	
		6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	644,000	
	10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	1,116,500	
		5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校施設整備事業費	96,360	
	11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000	
			過年発生災害林道復旧事業費	232,000	
			現年発生災害林道復旧事業費	70,000	
		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	
			現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	
			過年発生河川等施設災害復旧事業費	249,000	
			現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	
			過年発生港湾施設災害復旧事業費	131,000	

		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000
--	--	-----------------	---------

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島文化芸術ホール（仮称）管理運営等検討事業業務委託契約	令和4年度	42,900千円
耕地地すべり防止事業工事請負契約	令和4年度	100,000千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
基幹農道整備事業工事請負契約	令和4年度	30,000千円	令和4年度	60,000千円
広域営農団地農道整備事業工事請負契約	令和4年度	80,000千円	令和4年度	100,000千円
経営体育成基盤整備事業工事請負契約	令和4年度	60,000千円	令和4年度	90,000千円
農業水利施設保全対策事業工事請負契約	令和4年度	390,000千円	令和4年度	410,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和4年度	1,500,000千円	令和4年度	1,945,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円	令和4年度	80,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円	令和4年度	230,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	令和4年度	170,000千円	令和4年度	210,000千円

河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和4年度	100,000千円	令和4年度	250,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和4年度	80,000千円	令和4年度	125,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和4年度	90,000千円	令和4年度	170,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	令和4年度	90,000千円	令和4年度	120,000千円
徳島東警察署等PFI事業契約	令和4年度	1,650千円	令和4年度	56,500千円

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
防災事業	千円 73,000	千円 78,000
農地事業	2,546,000	2,681,000
林業治山事業	2,540,000	2,685,000
道路橋りょう事業	9,636,000	10,902,000
河川海岸事業	7,392,000	7,807,000
港湾事業	656,000	1,054,000
都市計画事業	1,291,000	1,568,000
計	55,912,000	58,553,000

第二号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十七条第二項及び第六十二条第二項中「勧告又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三号

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「徳島町」を「寺島本町西一丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

徳島県青少年センターの整備に関する事業の実施に伴い、同センター内に設置している徳島県消費者情報センターの位置を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表の十九の項の口中「三百八十円」を「二百八十円」に改め、同表の二十の項の次に次のように加える。

二十の二 家畜伝染病予防法第五十条の規定により使用の許可（家畜防疫員に対するものを除く。）をした動物 用生物学的製剤（豚熱予防液に限る。）の交付	一頭につき七十円
---	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

豚熱予防液注射に要する費用が低減していること等に鑑み、当該事務に係る手数料の額を改めるとともに、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が改められ、知事認定獣医師も豚熱予防液注射を行うことができることとなったことに鑑み、豚熱予防液の交付に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部改正について

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の一部を改正する条例

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「農業法人（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法）」を「農事組合法人等（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法）」に、「に規定する農業法人」を「第一号に掲げる法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十条第四項中「第十四条第一項」及び「第十四条の二第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第五十二条第一項中「勧告等」を「指示等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水防法及び災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

第十条及び第十一条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第四十四条第一項第二号中「事業所母集団データベース」の下に「に記録されている情報」を加え、同条第七項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

第四十四条の三第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」を「同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第五十条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第四十四条の三第二項の改正規定は公布の日から、第四十四条第一項第二号の改正規定は同法附則第一条第四号に掲げる規定（同法附則第四十六条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三法が個人情

報の保護に関する法律に統合されること等に伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

令和3年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和3年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和3年9月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	鳴門市	経営体育成基盤整備事業	90,000,000 ^円	20,250,000 ^円	2.25/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		地盤沈下対策事業	15,000,000	900,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	110,000,000	8,250,000	1.5/10以内	
		小 計	215,000,000	29,400,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	20,590,000	2,110,625	1.875/10以内	
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	80,000,000	12,000,000	1.5/10以内	
		小 計	110,590,000	14,710,625	—	
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	80,000,000	9,000,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	170,610,000	17,634,375	1.875/10以内	
		老朽ため池等整備事業	70,000,000	9,200,000	2/10以内	

			国営付帯県営農地防災事業	90,000,000	9,000,000	1/10以内		
			小 計	420,610,000	45,834,375	—		
		吉 野 川 市	基幹農道整備事業	72,000,000	6,192,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	25,000,000	6,250,000	2.5/10以内		
			小 計	137,000,000	16,442,000	—		
		阿 波 市	県営農道整備事業	45,000,000	11,250,000	2.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	40,000,000	5,100,000	1.8/10以内		
			小 計	85,000,000	16,350,000	—		
		美 馬 市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	102,000,000	10,200,000	1.75/10以内		
			老朽ため池等整備事業	60,000,000	11,200,000	2/10以内		
			小 計	163,000,000	21,500,000	—		
		三 好 市	広域営農団地農道整備事業	45,000,000	4,500,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	31,000,000	4,650,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	105,000,000	21,000,000	2/10以内		
			小 計	181,000,000	30,150,000	—		
		勝 浦 町	基幹農道整備事業	60,000,000	5,160,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	90,000,000	9,000,000	1/10以内		
			小 計	150,000,000	14,160,000	—		

		上 勝 町	広域営農団地農道整備事業	90,000,000	9,000,000	1/10以内		
		那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	90,000,000	9,000,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	131,000,000	19,650,000	1.5/10以内		
		小 計		221,000,000	28,650,000	—		
		海 陽 町	老朽ため池等整備事業	7,000,000	560,000	0.8/10以内		
		松 茂 町	地盤沈下対策事業	125,000,000	7,500,000	0.6/10以内		
		藍 住 町	地盤沈下対策事業	60,000,000	3,600,000	0.6/10以内		
		板 野 町	国営付帯県営農地防災事業	40,000,000	143,089	1.5/10以内		
		上 板 町	県営かんがい排水事業	25,000,000	6,250,000	2.5/10以内		
			県営農道整備事業	5,000,000	1,250,000	2.5/10以内		
			国営付帯県営農地防災事業	40,000,000	2,856,911	1.5/10以内		
			小 計	70,000,000	10,356,911	—		
		つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10以内		
		東みよし町	広域営農団地農道整備事業	25,000,000	2,500,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	20,000,000	3,000,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	20,000,000	2,200,000	1.1/10以内		
			小 計	65,000,000	7,700,000	—		

提案理由

令和３年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第２項及び土地改良法第91条第６項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

令和 3 年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和 3 年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事 業 の 名 称	負 担 市 町	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴 門 市	水産物供給基盤機能保全事業	25,000,000 ^円	3,500,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独漁港漁場整備事業	30,000,000	6,000,000	20	
		小 計	55,000,000	9,500,000	—	
	阿 南 市	広域漁港整備事業	10,000,000	1,400,000	14	
	牟 岐 町	広域漁港整備事業	120,000,000	12,000,000	10	
		水産物供給基盤機能保全事業	30,000,000	3,600,000	12	
		漁港環境整備事業	5,000,000	700,000	14	
		小 計	155,000,000	16,300,000	—	
	美 波 町	水産物供給基盤機能保全事業	80,000,000	11,200,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	6,745,000	1,349,000	20	
		小 計	86,745,000	12,549,000	—	

	海 陽 町	水産物供給基盤機能保全事業	100,000,000	14,000,000	14	
	松 茂 町	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000	14	

提案理由

令和３年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

令和 3 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和 3 年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事 業 の 名 称	負 担 市 町	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県 営 林 道 開 設 事 業	美 馬 市	森林基幹道	350,000,000 ^円	37,450,000 ^円	10.7 [%]	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	那 賀 町	森林基幹道	360,000,000	38,520,000	10.7	
	海 陽 町	森林基幹道	153,000,000	16,371,000	10.7	
	つ る ぎ 町	森林基幹道	105,000,000	11,235,000	10.7	

提案理由

令和 3 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

令和 3 年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

令和 3 年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事 業 の 名 称	負担市町村	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県 単 独 道 路 事 業	徳 島 市	道路局部改良事業	22,000,000 ^円	3,300,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴 門 市	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
	小 松 島 市	道路局部改良事業	16,000,000	2,400,000	15	
	阿 南 市	道路局部改良事業	29,000,000	4,350,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小 計	29,956,000	4,445,600	—	
	吉 野 川 市	道路局部改良事業	12,000,000	1,800,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小 計	12,956,000	1,895,600	—	
	阿 波 市	道路局部改良事業	77,000,000	11,550,000	15	

		美馬市	道路局部改良事業	65,000,000	9,750,000	15		
			交通安全対策事業	957,000	95,700	10		
		小計		65,957,000	9,845,700	—		
		三好市	道路局部改良事業	90,000,000	13,500,000	15		
			交通安全対策事業	956,000	95,600	10		
		小計		90,956,000	13,595,600	—		
		勝浦町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15		
		上勝町	道路局部改良事業	13,000,000	1,950,000	15		
		佐那河内村	道路局部改良事業	25,000,000	3,750,000	15		
		石井町	道路局部改良事業	3,500,000	525,000	15		
		神山町	道路局部改良事業	22,000,000	3,300,000	15		
		那賀町	道路局部改良事業	74,000,000	11,100,000	15		
		美波町	道路局部改良事業	2,000,000	300,000	15		
		海陽町	道路局部改良事業	34,000,000	5,100,000	15		
		藍住町	道路局部改良事業	3,000,000	450,000	15		
		上板町	道路局部改良事業	26,000,000	3,900,000	15		
		つるぎ町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15		
		東みよし町	道路局部改良事業	40,000,000	6,000,000	15		

提案理由

令和３年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第２項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

令和 3 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

令和 3 年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事 業 の 名 称	負 担 市 町	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県 営 都 市 計 画 事 業	徳 島 市	公共街路事業	1,300,000,000 ^円	130,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	430,000,000	43,000,000	1/10	
		小 計	1,738,500,000	173,850,000	—	
	石 井 町	緊急地方道路整備事業	60,000,000	6,000,000	1/10	

提案理由

令和 3 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

令和 3 年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和 3 年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	徳島市	急傾斜地崩壊対策事業	22,000,000 ^円	1,450,000 ^円	5/100・1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独砂防事業	10,625,000	2,656,250	25/100	
		小 計	32,625,000	4,106,250	—	
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	33,000,000	1,650,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小 計	33,425,000	1,756,250	—	
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	2,210,000	552,500	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	3,250,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	11,050,000	2,762,500	25/100	

			小計	46,050,000	6,012,500	—		
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業		20,000,000	1,000,000	5/100		
		県単独砂防事業		14,450,000	3,612,500	25/100		
		小計		34,450,000	4,612,500	—		
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業		35,000,000	3,500,000	1/10		
		県単独砂防事業		425,000	106,250	25/100		
		小計		35,425,000	3,606,250	—		
	上勝町	県単独砂防事業		425,000	106,250	25/100		
	佐那河内村	県単独砂防事業		425,000	106,250	25/100		
	神山町	県単独砂防事業		1,105,000	276,250	25/100		
	那賀町	急傾斜地崩壊対策事業		15,000,000	750,000	5/100		
		県単独砂防事業		5,525,000	1,381,250	25/100		
		小計		20,525,000	2,131,250	—		
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業		17,000,000	850,000	5/100		
	美波町	県単独砂防事業		13,175,000	743,750	5/100・25/100		
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業		30,000,000	1,500,000	5/100		
		県単独砂防事業		425,000	106,250	25/100		
		小計		30,425,000	1,606,250	—		
	板野町	県単独砂防事業		425,000	106,250	25/100		

	上 板 町	県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100	
	つ る ぎ 町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10	
		県単独砂防事業	6,035,000	1,508,750	25/100	
		小 計	26,035,000	3,508,750	—	
	東みよし町	県単独砂防事業	7,650,000	1,912,500	25/100	

提案理由

令和３年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第２項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

令和 3 年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について

令和 3 年度流域下水道事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
流域下水道事業	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	12,592,000 ^円	3,148,000 ^円	1/4	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	28,168,000	7,042,000	1/4	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	6,216,000	1,554,000	1/4	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	10,720,000	2,680,000	1/4	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	17,024,000	4,256,000	1/4	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	5,280,000	1,320,000	1/4	

提案理由

令和 3 年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について、下水道法第31条の 2 第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

令和 3 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

令和 3 年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事 業 の 名 称	負 担 市	事 業 内 容	事 業 費	負 担 金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港 湾 建 設 事 業	徳 島 市	港湾改修事業	円 120,000,000	円 18,000,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿 南 市	港湾改修事業	円 42,000,000	円 6,300,000	% 15	

提案理由

令和 3 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約の変更請負契約について

令和元年12月19日議決を経た山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「4 工期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和3年12月25日まで」を「4 工期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和4年3月25日まで」に改める。

提案理由

工事の請負契約の工期の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県蔵本公園プールのスタンド改築工事のうち建築工事の請負契約について
次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	徳島県蔵本公園プールのスタンド改築工事のうち建築工事
2	工	事	箇 所	徳島市庄町 1 丁目
3	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 5 年 4 月 30 日まで
4	契	約	金 額	1,540,000,000円
5	契	約	の 方 法	一般競争入札
6	契	約	の 相 手 方	島谷建設・吉岡組・北島組 蔵本公園プールのスタンド改築工事共同企業体
			代表構成員	徳島市富田橋 7 丁目 17 番地
				株式会社 島谷建設
			代 表 取 締 役	島 谷 速 敏
			構 成 員	板野郡藍住町徳命字前須東 38 番地 1
				株式会社 吉岡組
			代 表 取 締 役	吉 岡 誠 治
			構 成 員	徳島市助任橋二丁目 33 番地 1
				株式会社 北島組
			代 表 取 締 役	佐 藤 敏 行

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

陸上競技備品の購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	物	件	名	陸上競技備品
2	納		期	徳島県議会の議決のあった日から令和4年2月28日まで
3	契	約	金 額	120,780,000円
4	契	約	の 方 法	一般競争入札
5	契	約	の 相 手 方	徳島市住吉六丁目1番7号 有限会社 イツキスポーツ 代 表 取 締 役 伊 月 賢 治

提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

令和 2 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

令和 2 年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和 2 年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，別冊のとおり議会の認定に付する。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県病院事業会計決算について，地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 22 号

令和 2 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和 2 年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，令和 2 年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和 2 年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 23 号

令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 24 号

令和 2 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和 2 年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，令和 2 年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和 2 年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 25 号

令和 2 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和 2 年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，令和 2 年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和 2 年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 26 号

令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成30年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	支出済額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	年割と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源			
					国支出金	地 方 債	そ の 他			国支出金	地 方 債	そ の 他			国支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	4 農地費	新築橋上部工架事業	30	円 220,000,000	円 127,600,000	円 63,000,000	円 22,000,000	円 7,400,000	円 220,000,000	円 127,600,000	円 63,000,000	円 22,000,000	円 7,400,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			元	470,000,000	274,950,000	133,000,000	47,000,000	15,050,000	470,000,000	274,950,000	133,000,000	47,000,000	15,050,000	0	0	0	0	0
			2	296,040,000	173,183,000	83,000,000	29,604,000	10,253,000	296,040,000	173,183,400	83,000,000	29,604,000	10,252,600	0	△400	0	0	400
			計	986,040,000	575,733,000	279,000,000	98,604,000	32,703,000	986,040,000	575,733,400	279,000,000	98,604,000	32,702,600	0	△400	0	0	400

報告第2号

令和2年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
% — (3.75)	% — (8.75)	% 11.3 (25.0)	% 172.8 (400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第3号

令和2年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—
徳島県流域下水道事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第4号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
小松島市在住 1名	円 9,020	令和3年5月25日	阿南市地内	令和3年8月24日
三好郡東みよし町所在 1法人	398,174	令和3年6月9日	三好市地内	令和3年8月24日
阿南市所在 1法人	132,000	令和3年3月2日	阿南市地内	令和3年8月25日
阿南市在住 1名	60,500	令和3年4月5日	阿南市地内	令和3年8月25日

報告第5号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
広島県広島市所在 1法人	115,000 ^円	令和2年12月7日	板野郡板野町地内 (県道徳島引田線)	令和3年8月24日
阿南市在住 1名	88,000	令和3年3月23日	阿南市地内 (県道津乃峰筒崎線)	令和3年8月24日
鳴門市在住 1名	73,000	令和3年4月14日	徳島市地内 (国道438号)	令和3年8月24日
那賀郡那賀町在住 1名	149,000	令和3年4月27日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
那賀郡那賀町在住 1名	89,000	令和3年5月2日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
徳島市在住 1名	28,000	令和3年5月7日	徳島市地内 (県道徳島鴨島線)	令和3年8月24日
三好郡東みよし町在住 1名	220,000	令和3年5月11日	美馬市地内 (国道193号)	令和3年8月24日

那賀郡那賀町在住 1 名	71,000	令和3年5月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
徳島市在住 1 名	1,011,000	令和3年5月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
阿南市在住 1 名	43,000	令和3年5月25日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
阿南市所在 1 法人	272,000	令和3年6月2日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
那賀郡那賀町在住 1 名	215,000	令和3年6月9日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年8月24日
美馬市在住 1 名	37,000	令和3年6月14日	美馬市地内 (国道492号)	令和3年8月24日
香川県高松市在住 1 名	29,000	令和3年6月20日	板野郡板野町地内 (県道徳島引田線)	令和3年8月24日

報告第6号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

報告第7号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和3年9月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

